

入平均ハ最低時ニ於テ尚一日三圓十錢餘ニ達シ生計ヲ脅威ス
ノ程度ニ非ラスト認メラル、ノミナラヌ明年度ニ於テハ右ニ比シ
分ノ増加ヲ來タル様亦分ノ考慮ヲ拂フヘシ

(車庫部)

本年度ニ於ケル毎月實収平均車輛技工六十三圓、木技工七十
七八圓、鍛冶技工六十七圓乃至七十四圓ニシテ嘆願書記載ノ實収入ト
相違セルノミナラヌ步増給ノ割合十四年度來常ニ一割五六分ニ相
當シ實収低下ノ事實ナク又明年度ニ於テモ步増給ヲ低下スルコ
トナシ

(軌工部)

嘆願書記載ノ諸表ハ當局調査ニ比シ甚ク低少ニシテ

首肯シ難シ明年度ニ於テモ大體現状ノ實収ヲ維持スルノ考慮
ヲ拂フヘシ

(電路部)

本給ハ他ニ比シ必ズモ低廉ナラス而カモ其ノ步増十四年度五
割一分、十五年度上半期五割三分、下半期四割六七分内外ノ見込ニシテ
明年度ニ於テモ若シク低下スルカ如何トナキ様考慮スヘシ
公傷ノ場合ニ於テ固定給ヲ基準トセル休業扶助料ノ支給ニ際シ
テ事情諒トスヘキモノアルヲ以テ實収額ノ七八割程度ヲ固定給
ト看做シ之ヲ基準トシテ扶助料ヲ豫定スルカ如何方針ノ下ニ全
減スヘキ改正ヲ為サムトス

(營運支部)

步増給ノ割合十四年度ニ比シ多少ノ低下ヲ見タルハ遺憾ト